経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第二条第三項及び第四項、第三条第五項、第五条、第三十条第一項及び第三項並びに第三十三条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十二　経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定

第二条中「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定

二　日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定

三　経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定

第三条中「第一条第九号」の下に「及び第十二号」を加える。

第四条の表に次のように加える。

十二　第一条第十二号に掲げる経済連携協定	五年

第六条第一項中「、第十号及び第十一号」を「及び第十号から第十二号まで」に改め、同項の表第一号中「四月」を「六月」に、「二月」を「三月」に改め、同表に次のように加える。

十一　第一条第十二号に掲げる経済連携協定	三月

第六条第二項中「次項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第二条に規定する」を「第二条第二号に掲げる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第二条第一号及び第三号に掲げる経済連携協定に係る法第三十条第三項の政令で定める期間は、経済連携協定の締約国たる外国に第二種特定原産地証明書が作成された物品が輸出された日以後最初に当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求められた場合にあっては次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の中欄に定める期間とし、当該情報の提供を行った後更に情報の提供を求められた場合にあっては同表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間とする。

一　第二条第一号に掲げる経済連携協定	六月
二　第二条第三号に掲げる経済連携協定	三月
	三月
	二月

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の改正規定（同条第一号に係る部分に限る。）、第六条第一項の表第一号の改正規定及び同条第二項の次に一項を加える改正規定（同条第三項の表第一号に係る部分に限る。）並びに附則第三条の規定　経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日

二　次条の規定　公布の日

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の第一条第十二号に掲げる経済連携協定に係る経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、法第九条から第十一条まで、第十四条第一項及び第二項、第二十四条第一項並びに第三十二条第一項（手数料の認可に係る部分に限る。）の規定の例により行うことができる。

第三条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に法第三十条第一項の規定により情報の提供を求められた場合における当該求めに応じなければならない期間は、この政令による改正後の第六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

条　約

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

条約第一号

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定

日本国政府及びヨルダン・ハシェミット王国政府（以下それぞれを「締約国政府」といい、併せて「両締約国政府」という。）は、

日本国及びヨルダン・ハシェミット王国の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約の当事国であることを考慮し、

日本国及びヨルダン・ハシェミット王国の双方が国際原子力機関（以下「機関」という。）の加盟国であることを認識し、

千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「日本国に関する保障措置協定」という。）に従い、日本国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

また、千九百九十八年七月二十八日に作成された追加議定書により補足された千九百七十八年二月二十一日に効力を生じた核兵器の不拡散に関する条約に関連する保障措置の適用のためのヨルダン・ハシェミット王国と国際原子力機関との間の協定（以下「ヨルダン・ハシェミット王国に関する保障措置協定」という。）に従い、ヨルダン・ハシェミット王国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、